

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第155号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（行情）答申第81号）

事件名：職員の幸福追求権を定めた文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

職員の幸福追求権を定めた文書（最高裁等の判例を含む）（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月2日付け27受庁房第1192号により文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

文化庁職員が、幸福追求権について主張した。開示請求に係る行政文書は存在する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立ての経緯について

本不服申立てに係る開示請求は、「職員の幸福追求権を定めた文書（最高裁等の判例を含む）」の開示を求めるものであり、行政文書開示請求書からは、具体的にどのような文書を求めているのか特定できなかったため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたものである。

2 本件対象文書の特定について

開示請求のあった「幸福追求権を定めた文書」の範囲が曖昧であり、具体的にどのような権利について定めた文書を請求しているのか不明確であったことから、文書を特定するため、「行政文書開示請求に係る補正について（照会）」（別添資料）のとおり、異議申立人に対し文化庁の保有する行

政文書のうち該当しそうな文書を例示した上で、情報提供が可能である旨の説明を、更に請求文書のうち、「最高裁等の判例」については文化庁の保有する行政文書ではないが、いわゆる「京都府学連事件」の判例の情報提供を提案した上で、行政文書開示請求書の補正を求めた。

異議申立人には特定年月日に補正を求めた文書を郵送しているが、締め切りとしていた特定年月日の10日後を経過しても開示請求者からの回答が得られず、どのような文書を求めているのか判断できないことから12月2日付けで原処分を行ったものである。

3 原処分の妥当性について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書は存在する。」として異議を主張しているが、前述のとおり、文書の存否を判断する前に文書の特定ができていないため、文書の特定ができないため不開示と決定した原処分は妥当であるものとする。

(別添資料省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月11日 審議
- ④ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする決定(原処分)を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の開示請求の窓口は、文部科学省文書情報管理室となっている。

異議申立人は、以前から開示請求の窓口において対応した文部科学省職員の容貌等を職員に事前に断ることなく撮影していたため、撮影する場合は撮影前に職員の上承を得てほしいと要請していたところ、先日、文化庁職員が窓口において対応した際にも無断で写真撮影をしたため、一般論として「職員にも(一般国民と同様に)肖像権や幸福追求権があるのではないか」といった説明を行った。

イ その後、異議申立人が本件開示請求を行ったことから、本件対象文書は、上記アの一般論として説明した「職員にも幸福追求権があるのではないか」との説明に係るものであると考えられる。

ウ 上記イの説明は、対応した職員が異議申立人からの「職員を写真撮影することに何故問題があるのか」といった質問に対して、一般的に考えられる内容を口頭で伝えたものであって、本件対象文書に該当する行政文書を根拠に伝えたものでないことから、本件開示請求書記載の「幸福追求権」で求める文書が定かでなかった。

そこで、職員の幸福追求権を定めた文書は保有していないものの最高裁判所の判例（京都府学連事件）及び日本国憲法13条であれば情報提供が可能であることを文書で示し、請求文書を具体的に特定するよう補正を求めた。

しかしながら、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、本件対象文書の特定ができなかった。

(2) 上記諮問庁の説明について検討するに、文書で行ったとする求補正に係る説明については、本件諮問書に添付された行政文書開示請求書の記載内容と整合していることが認められる。

また、文書特定が必要であり、このままでは文書の特定ができない旨を異議申立人に文書で説明し補正を求めたものの、回答期限を経過しても回答がなかったとする諮問庁の説明について、これを否定する特段の理由も見いだせないこと、さらに、異議申立人が提出した異議申立書において、処分庁が文書特定のために必要であるとする情報に係る記載は認められないことから、処分庁が更に補正を求めたとしても、当該補正がなされる蓋然性は極めて低いと推察される。

以上の検討から、本件対象文書について補正を求めたものの、回答がなく、該当する文書の特定ができないため、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件対象文書の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋